

証券コード 8181  
2026年5月12日

株主各位

東京都台東区池之端1丁目4番1号  
**株式会社 東 天 紅**  
代表取締役社長 小泉和久

## 第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。  
さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.totenko.co.jp>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR」⇒「株主総会資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「東天紅」又は「コード」に当社証券コード「8181」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年5月27日午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年5月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都台東区池之端1丁目4番1号  
東天紅上野店 3階 鳳凰の間
3. 会議の目的事項  
報告事項 第70期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役2名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)  
書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎電子提供措置事項について各ウェブサイトにもアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。  
計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」  
したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善により、緩やかな回復を続けております。一方で、米国の通商政策の動向、金融資本市場の変動、緊迫化する国際情勢や物価上昇による消費者心理の冷え込みなど、先行き不透明な状況が継続しております。

外食業界におきましても、インバウンド需要を背景に堅調な推移をみせておりますが、国産米をはじめとする原材料価格、物流費、人件費及び水道光熱費など、各種コスト高騰の状況が続いております。

このような環境が続く中ではありますが、当社は引き続き、新規顧客の獲得を目指し、宴会、婚礼、 Grill、外販の4部門において積極的な営業活動を展開し、安定した収益を創出し続けられる経営基盤の確立に向け取り組んでまいりました。

この取り組みの結果、当事業年度におきましては宴会部門・婚礼部門が上野店を中心に好調を維持し、増収・増益となりました。

宴会部門では、堅調な需要を確実に受注へつなげるため、WEBでの訴求強化ならびに法人向け営業に注力してまいりました。今後につきましても上野店を中心に予約受注は順調に推移しております。引き続き、お客様のご要望を的確に捉え、積極的な情報発信を通じて新規宴会の獲得に努めてまいります。

婚礼部門では、激化する市場において競争に打ち勝つため、体験価値・接客力・デジタル戦略等の強化を行い、価格競争から価値創造へとシフトいたしました。今後も継続的に新規プランや演出の導入を通じて、付加価値の創出を目指してまいります。

Grill部門では、WEBを中心にプランを訴求し、既存顧客に加えて新規顧客の獲得に努めてまいりました。コンセプトの再徹底と他社との差別化及び顧客データの活用により、集客力の一層の強化を図ってまいります。

さらに、将来的な増収に向けた店舗投資として既存3店舗の改装・改修を実施するなど各施設の継続的な見直しを行いました。

管理面では、更なる業務効率化を進め省人化・省力化に向け社内電子決裁システムの運用や新レジシステムの導入などを実施いたしました。これからも企業価値の向上と競争力の強化を目指し、人材・設備・システムといった重要分野への戦略的な投資を積極的に進めてまいります。

このような取り組みにより、売上高・営業利益・経常利益はいずれも前年を上回りました。また当期純利益については、最近の業績動向と今後の見通しを踏まえて繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討し、当期末に計上いたしました。

結果として、当事業年度の売上高は、前年同期比2.1%増の48億752万円、営業利益は前年同期比5.1%増の5億1,523万円、経常利益は前年同期比2.6%増の4億7,406万円、当期純利益は前年同期比43.8%増の6億1,834万円となりました。

セグメント別売上高は次のとおりであります。

セグメント別	売上高	売上構成比	前年同期比
飲食業	4,614百万円	96.0%	102.1%
賃貸業	193	4.0	101.3
合計	4,807	100.0	102.1

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資総額は1億4,674万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達におきましては、特に記載すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内では原油価格や物価の上昇、人件費の高騰、人手不足など様々な問題が山積しており、依然として予測不能な状況が続いております。

また外食業界に目を向けると、各業種・業態でロボット化、オートメーション化が進み、生成AIによる変革が既にみられております。

このような環境に対応するため、営業面ではWEBでの訴求とセールス活動を一層強化し、更なる新規のお客様獲得を目指し、宴会部門・婚礼部門・ Grill部門を中心に営業活動に邁進してまいります。今後はAI活用により持続的な成長と競争力の強化につなげてまいります。また、当社の重要な商品の一つである「快適な設備・雰囲気」をお客様に提供するため、今後とも、上野店をはじめ既存店舗の改装・改修に注力してまいります。

管理面では、高効率な店舗運営を目指し、更なるシステム化の推進及び効率化を図ってまいります。

さらに、人手不足への対策として、当社の魅力を打ち出す採用戦略をより一層強化するとともに、離職防止や職場環境の改善の一環として、調理部門での一部機械化を実施し、作業軽減につなげてまいります。今後も引き続き、商品やサービスの付加価値向上を保ちながら増収・増益を図り、事業の継続性を確固たるものとしてまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	2022年度 第67期	2023年度 第68期	2024年度 第69期	2025年度 第70期(当期)
売上高(百万円)	3,704	4,679	4,710	4,807
当期純利益又は純損失(△)(百万円)	△828	△134	430	618
1株当たり当期純利益又は純損失(△)(円)	△322.54	△52.47	167.46	240.77
総資産(百万円)	10,759	10,514	10,902	11,289
純資産(百万円)	6,321	6,206	6,692	7,387

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2026年2月28日現在)

当社は中国料理を主体とする飲食店、結婚式場、宴会場等の経営及び食品の加工、販売の業務を営んでおります。

(8) 主要な営業所(2026年2月28日現在)

- ① 本社 東京都台東区池之端1丁目4番1号
- ② 営業所 店舗名及び所在地は次のとおりであります。

店舗名	所在地	店舗名	所在地
秋田キャッスルホテル店	秋田市	深川店	東京都江東区
JACK大宮店	さいたま市大宮区	横浜桜木町ワシントンホテル店	横浜市中区
第一ホテル両国店	東京都墨田区	KITTE名古屋店	名古屋市中村区
上野店	東京都台東区	姫路・山陽百貨店東天紅	兵庫県姫路市
東京国際フォーラム店	東京都千代田区	LUCIS GARDEN 上野店	東京都台東区
		LUCIS GARDEN 恵比寿	東京都渋谷区

(9) 従業員の状況(2026年2月28日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
145名	△7名	41.6歳	18.5年

(注) 上記のほか、臨時従業員が月平均147名おります。

(10) 主要な借入先 (2026年2月28日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,900百万円
朝 日 信 用 金 庫	600
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	171
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	20

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 2,572,871株  
 (3) 株主数 3,967名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 泉 グ ル ー プ 株 式 会 社	772千株	30.1%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	127	5.0
九州アフリカ・ライオン・サファリ株式会社	63	2.5
ヨ シ ダ ト モ ヒ ロ	58	2.3
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	58	2.3
有 限 会 社 高 瀬 本 社	51	1.9
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	46	1.8
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	42	1.6
株 式 会 社 フ ォ ー ト ッ プ ス	40	1.6
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	39	1.5

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は自己株式（4,693株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の状況（2026年2月28日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
小 泉 和 久	代表取締役社長	小泉グループ株式会社、株式会社アブアブ赤札堂、株式会社ジーエムシー、九州アフリカ・ライオン・サファリ株式会社、塩沢リネンサプライ株式会社 代表取締役社長  公認会計士 税理士
藤 井 修 造	専務取締役	
松 本 恵 司	取締役（営業部長）	
佐 藤 昇	取締役（管理部長）	
北 村 吉 男	取締役	
源 川 暢 子	取締役	
浅 沼 俊 之	常勤監査役	
渡 邊 宣 昭	監査役	
徳尾野 信 成	監査役	

- (注) 1. 取締役北村吉男氏及び源川暢子氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役渡邊宣昭氏及び徳尾野信成氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役渡邊宣昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。  
 4. 監査役徳尾野信成氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。  
 5. 当社は北村吉男氏、源川暢子氏及び徳尾野信成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、保険会社より填補されることとされています。保険料は全額当社が負担しております。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。

7. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

取締役（7名）	61,518千円（うち社外3名4,930千円）
監査役（3名）	7,320千円（うち社外2名2,800千円）

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1982年5月27日開催の第26回定時株主総会において、年額120百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は9名です。
2. 監査役報酬限度額は、1982年5月27日開催の第26回定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は2名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

当社の取締役の個人別の報酬等については、その決定方針は取締役会で決議することとし、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、複数の取締役の協議により原案を作成し、代表取締役が総合的に勘案して決定しております。

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長小泉和久にその具体的内容について委任をしております。

その権限の内容は、上記決定方針に基づき、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行なうには代表取締役が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 北村 吉男

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会13回中12回に出席し議論に参加しております。

消防関係の要職での豊富な経験と防災についての高い見識から、取締役の職務の執行に対する監督・助言を行っております。

- ② 取締役 源川 暢子
- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- イ. 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度における主な活動状況といたしましては、2025年5月22日  
就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し議論に参加しておりま  
す。  
出版関係での豊富な経験と料理等についての高い見識から、取締役の  
職務の執行に対する監督・助言を行っております。
- ③ 監査役 渡邊 宣昭
- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- イ. 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開  
催した取締役会13回、監査役会12回全てに出席し議論に参加しておりま  
す。  
公認会計士として幅広い知識と高い見識を有しており、その専門的見  
地から取締役の職務執行を監査しております。
- ④ 監査役 徳尾野 信成
- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- イ. 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開  
催した取締役会13回、監査役会12回全てに出席し議論に参加しておりま  
す。  
税理士として幅広い知識と高い見識を有しており、その専門的見地か  
ら取締役の職務執行を監査しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 30,645千円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30,645千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 会計監査人の報酬の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行の状況、及び報酬の見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、法令・定款を遵守し、コンプライアンス体制の構築を推進する。
- ② 当社の取締役は、使用人に法令・定款の遵守を徹底すべく、コンプライアンス体制を整備し、その遵守状況を管理・監督する。
- ③ 監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の状況や、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

- ④ 当社は、内部通報に関する規程を制定し、当社の取締役及び使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談する内部通報制度の整備を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等を整備し、法令及び社内規程に基づき作成・保存する。また、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。
  - ② 取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、リスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント基本規程を策定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。  
また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、顧問弁護士等の助言を受けながら迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。
  - ② 取締役及び使用人は、各部門のリスク管理について担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を検討・実施すると共に、かかるリスク管理状況を定期的に見直すものとする。
  - ③ 監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 企業価値向上を目指し、企業理念を機軸に策定した事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行うこととする。
  - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会（月1回）のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - ③ 激変する経営環境に迅速に対応するため、常勤取締役等で構成する常務会を毎週1回開催し、経営課題への機動的で効率的な職務執行を行うものとする。
  - ④ 当社は、業務分掌規程、職務権限・決裁権限規程等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

- (5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項  
監査役の職務を補助する使用人を監査役が求めた場合には配置することとし、同使用人の異動、評価等については監査役会の同意を得るものとする。
- (6) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役へ報告する。
  - ② 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、当社の取締役等からその担当業務の執行状況について報告を受ける。
  - ③ 監査役は稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  - ④ 監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため定期的に意見交換会を開催することとする。
  - ⑤ 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図り、意思疎通と効果的な監査業務の遂行を目指す。
  - ⑥ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (7) 監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役へ報告したことを理由として、報告した者に対し不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (8) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を請求したときは、速やかにこれに応じる。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。  
当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理部とし、その責任者を管理部長としております。また、顧問弁護士や警察及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制の整備と情報収集を行うと共に、従業員教育の徹底を図っております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、取締役会等において継続的に経営上のリスクの識別及び分析を実施し、その対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、監査役は、監査役監査の他、社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。さらに、内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令、定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

# 貸借対照表

(2026年2月28日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
<b>流動資産</b>	<b>2,281,989</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,850,280</b>
現金及び預金	1,873,805	買掛金	106,315
売掛金	302,121	短期借入金	1,120,000
商品及び製品	5,500	1年内返済長期借入金	138,400
原材料及び貯蔵品	52,357	未払金	328,641
前払費用	44,493	未払法人税等	12,000
その他	3,560	未払消費税等	16,034
貸倒引当金	△300	契約負債	33,531
<b>固定資産</b>	<b>9,007,253</b>	預り金	66,958
<b>有形固定資産</b>	<b>7,876,872</b>	賞与引当金	28,400
建物	3,114,902	<b>固定負債</b>	<b>2,051,601</b>
構築物	23,369	長期借入金	1,532,800
機械装置	37,468	長期未払金	67,544
車両運搬具	1,592	再評価に係る繰延税金負債	64,492
工具器具備品	145,999	退職給付引当金	363,458
土地	4,553,539	預り保証金	23,305
<b>無形固定資産</b>	<b>10,239</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,901,882</b>
ソフトウェア	10,239	(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,120,141</b>	<b>株主資本</b>	<b>8,741,080</b>
投資有価証券	434,788	資本金	50,000
長期前払費用	20,785	資本剰余金	7,691,465
差入保証金	362,070	資本準備金	2,561,688
繰延税金資産	43,516	その他資本剰余金	5,129,777
その他	258,981	利益剰余金	1,009,890
<b>資産合計</b>	<b>11,289,243</b>	その他利益剰余金	1,009,890
		繰越利益剰余金	1,009,890
		<b>自己株式</b>	<b>△10,276</b>
		評価・換算差額等	△1,353,719
		その他有価証券評価差額金	236,172
		<b>土地再評価差額金</b>	<b>△1,589,891</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>7,387,360</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,289,243</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2025年3月1日)  
(至 2026年2月28日)

科 目	金	額
		千円
売 上 高		4,807,526
売 上 原 価		1,922,084
売 上 総 利 益		2,885,442
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,370,203
営 業 利 益		515,239
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12,139	
そ の 他	2,978	15,117
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	54,392	
そ の 他	1,900	56,293
経 常 利 益		474,063
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,209	11,209
税 引 前 当 期 純 利 益		462,854
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,874	
法 人 税 等 調 整 額	△167,362	△155,488
当 期 純 利 益		618,342

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月16日

株式会社 東 天 紅  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 出 博 男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	香 月 まゆか

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東天紅の2025年3月1日から2026年2月28日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月17日

株式会社 東天紅 監査役会

常勤監査役 浅 沼 俊 之 ㊟

社外監査役 渡 邊 宣 昭 ㊟

社外監査役 徳尾野 信 成 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の業績は前記事業報告に記載のとおりとなりましたので、会社を取り巻く環境は依然として不透明ではありますが、当事業年度の期末配当につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

### 2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

総額 38,522,670円

### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年5月29日

## 第2号議案 取締役2名選任の件

取締役6名のうち2名は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	まつもと けいじ 松本恵司 (1961年2月26日)	1983年3月 当社入社 2004年6月 当社上野店支配人 2007年3月 当社上野店営業部長 2012年5月 当社取締役上野店営業部長 2024年6月 当社取締役営業部長(兼)上野店総支配人就任 (現在に至る)	1,763株
2	きたむら よしお 北村吉男 (1954年1月2日)	1978年4月 東京消防庁入庁 2005年7月 同庁消防正監任命第六消防方面本部長 2007年6月 同庁消防司監任命予防部長 2009年7月 同庁次長兼人事部長事務取扱 2011年7月 同庁消防総監任命 2013年7月 一般財団法人消防試験研究センター常務理事 2015年6月 同法人理事長 2017年8月 公益財団法人東京防災救急協会理事長 2019年6月 同法人退職 2020年5月 当社社外取締役就任 (現在に至る)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者北村吉男氏は、

- ① 社外取締役候補者であります。
- ② 長年にわたる消防関係の要職での豊富な経験と防災等についての高い見識をお持ちであることから、取締役の職務の執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。また、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により適任と判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ③ 現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって6年となります。
- ④ 当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再選が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- ⑤ 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3. 当社は、当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役徳尾野信成氏は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
とくおののぶしげ 徳尾野 信成 (1954年3月9日)	1976年4月 東京国税局採用	0株
	2012年7月 東京上野税務署長	
	2013年7月 東京国税局調査第四部長	
	2014年7月 東京国税局退官	
	2014年8月 税理士登録 (現在に至る)	
	2014年8月 徳尾野信成税理士事務所長 (現在に至る)	
	2015年8月 株式会社ダイナム社外監査役	
	2017年6月 株式会社ビー・エム・エル社外監査役	
	2018年5月 当社社外監査役就任 (現在に至る)	
	2020年6月 株式会社システナ社外監査役 (現在に至る)	

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者徳尾野信成氏は、

- ① 社外監査役候補者であります。
- ② 税理士の資格を有し、税理士としての幅広い知識と高い見識を有しており、その専門的見地から取締役の職務執行を監査していただけるものと考えます。  
また、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により適任と判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。
- ③ 現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって8年となります。
- ④ 当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再選が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- ⑤ 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3. 当社は、当社の監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。  
なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
さわぐちゆうじ 澤口 祐治 (1945年10月1日)	1968年4月 玉川機械金属株式会社(1986年8月三菱伸銅株式会社社名変更、2020年4月三菱マテリアル株式会社に吸収合併)入社  1995年4月 同社経理部長  2002年6月 同社取締役経営企画部長  2007年6月 同社常務取締役  2008年6月 同社常勤監査役  2010年6月 同社顧問  2011年6月 同社退任	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 澤口祐治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、経営者として、また主に経理部門における豊富な経験と実績により、高い見識と能力を有しており、監査役に就任された場合に、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものです。
3. 澤口祐治氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 澤口祐治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、当社の監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

## 株主総会会場ご案内

東京都台東区池之端 1 丁目 4 番 1 号

東天紅上野店 3 階 鳳凰の間

電話 03 (3828) 5111(代)



J	R	上野駅しのばず口	徒歩13分
		御徒町駅北口	徒歩13分
私	鉄	京成線・京成上野駅	徒歩10分
地	下	千代田線・湯島駅 1 番出口	徒歩 3 分
鉄		銀座線・上野広小路駅 A 3 番出口	徒歩10分
		大江戸線・上野御徒町駅 A 3 番出口	徒歩10分

お 願 い : 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。